

入学料免除等について（附属学校用）

はじめに

広島大学では、入学料の納付が困難な方に対して、入学料の全額または半額を免除する制度と、納付を一定期間猶予する制度を設けています。選考にあたっては、家庭の経済状況等により順位付けを行い、予算の範囲内で免除者を決定します。

入学料免除等の申請にあたっては、家庭の経済状況等を正確に把握するために、様々な証明書類の提出を義務づけており、証明書類が不備な場合や提出期限を過ぎての申請は、受け付けられません。

免除の申請にあたっては、本しおりをよく読んで、提出時に不備・不足書類がないように努め、提出期限を必ず守ってください。なお、入学料免除申請書、入学料徴収猶予申請書については、附属学校用を添付しておりますのでご留意願います。

1.免除申請または猶予申請ができる方

入学手続き時に入学料を納付していない方で、以下に該当する場合

【免除申請ができる方】

平成29年4月から入学手続きまでの間に以下のいずれかの事由が発生し、入学料の納付が困難となった方

- (1) 学資負担者が死亡した場合
- (2) 本人または学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (3) 学資負担者が失職（パート、派遣社員は除く）し、申請時現在未就職の場合
（失職とは、会社倒産、解雇により職を失った場合であり、定年退職、勧奨退職、自己都合による退職や廃業等は含みません。）
- (4) 学資負担者が申請時現在長期療養中の場合
（長期療養中とは、見込みも含めて6ヶ月以上の療養が必要で就業不能の状態にある場合をいいます。）

【猶予申請ができる方】

以下のいずれかに該当する方

- (1) 経済的理由によって入学手続き期間に入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる方
- (2) 上記【免除申請できる方】に該当する方

2.提出期間

各附属高等学校の入学説明会の日までとします。

必ず、この期間に申請を申し出てください。

この期間に提出が難しい場合や不明な点があれば、下記までご連絡ください。

3.提出先及び提出方法

「しおり」をよく読んで、必要書類を揃えてから、各附属高等学校の事務室へ同封の封筒に入れて提出してください。

4.免除決定までの留意事項

入学料免除の申請者は、免除の結果が出るまで入学料の支払いが猶予されています。

結果が出るまでに、入学料を納めると、免除を受ける資格を失い、免除申請を取り下げさせていただきますので注意してください。

5.免除決定の時期及び支払方法

(1) 決定時期 6月中旬の予定（クラス担任を通してお知らせします）

(2) 支払方法

半額免除又は不許可の方は、後日送付される払込書で指定期間内（原則として、結果通知日から14日以内）に銀行で支払を済ませてください。

6.問い合わせ先

〒739-8524

広島県東広島市鏡山一丁目1番1号

広島大学教育室教育部附属学校支援グループ 財務担当

TEL (082)424-6964

FAX (082)424-6968

E-mail fuzoku-zaimu@office.hiroshima-u.ac.jp